

社会福祉法人 北海道宏栄社 経理規程

制定 平成16年12月20日
最終改正 令和6年3月27日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海道宏栄社（以下「当法人」という。）の経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、経営成績及び財政状態を適正に把握することを目的とする。

(経理事務の範囲)

第2条 この規程において経理事務とは、次の事項をいう。

- (1) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 金銭の出納に関する事項
- (4) 資産・負債の管理に関する事項
- (5) 財務及び有価証券の管理に関する事項
- (6) 固定資産の管理に関する事項
- (7) 引当金に関する事項
- (8) 決算に関する事項
- (9) 内部監査及び任意監査に関する事項
- (10) 契約に関する事項
- (11) 社会福祉充実計画に関する事項

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款並びに本規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準によるものとする。

(会計年度及び計算関係書類及び財産目録)

- 第4条 当法人の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 每会計年度終了後3か月以内に別表1の計算書類及び第3項に定める附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。
 - 3 附属明細書として作成する書類は別表2のとおりとする。
 - 4 第2項に定める計算関係書類及び財産目録のうち、障害福祉サービス事業に関する収支は消費税及び地方消費税の税込金額を記載し、クリーニング事業に関する収支は消費税及び地方消費税の税抜金額を記載する。

(金額の単位)

第5条 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示する。

(事業区分、拠点区分及びサービス区分)

第6条 事業区分は社会福祉事業とする。

- 2 拠点区分は予算管理の単位とする。一体として運営される施設、事業所又は事務所をもつて1つの拠点区分とし、法人本部は独立した拠点区分とする。
 - 3 事業活動の内容を明らかにするために、各拠点区分においてはサービス区分を設け収支計算を行わなければならない。
 - 4 前項までの規定に基づき、当法人において設定する事業区分、拠点区分及びサービス区分は以下のとおりとする。
 - (1) 社会福祉事業区分
 - ① 本部会計拠点区分
 - ア 法人本部
 - ② 障害者支援施設北海道宏栄社拠点区分
 - ア 施設入所支援
 - イ 生活介護
 - ③ 障害福祉サービス事業宏栄セルフ拠点区分
 - ア 就労継続支援A型
 - イ 就労継続支援B型
 - ウ 就労移行支援
 - ④ 宏栄社福祉ホーム拠点区分
 - ア 福祉ホーム
 - ⑤ 指定相談支援事業所あおば拠点区分
 - ア 一般相談支援
 - イ 特定相談支援
 - ウ 障害児相談支援
 - ⑥ 共同生活援助 a o b a H o m e 拠点区分
 - ア 共同生活援助
- また、法人本部については法人の自主的な決定により、拠点区分又はサービス区分とすることができる。

(共通収入支出の配分)

- 第7条 資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収入及び支出を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。
- 2 事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収益及び費用を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。

(統括会計責任者、会計責任者及び出納責任者等)

- 第8条 当法人の経理事務に関する統括責任者として、統括会計責任者を置く。
- 2 第6条第2項の各拠点区分には、それぞれの経理事務の責任者として会計責任者を置く。ただし、会計責任者としての業務に支障がない限り、1人の会計責任者が複数の拠点区分の会計責任者を兼務することができる。
 - 3 第6条第2項の各拠点区分又は各サービス区分には、会計責任者に代わって一切の経理事務を行わせるため、出納責任者ならびに出納職員を置く。ただし、出納責任者ならびに出納職員としての業務に支障がない限り、1人の出納責任者ならびに出納職員が複数の拠点区分又は各サービス区分の出納責任者ならびに出納職員を兼務することができる。
 - 4 統括会計責任者、会計責任者、出納責任者及び出納職員は理事長が任命する。
 - 5 会計責任者は、会計事務に関する報告等、統括会計責任者の指示に従わなければならぬ。
 - 6 会計責任者は、出納責任者及び出納職員を監督しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、統括会計責任者の上申に基づき、理事会の承認を得て行うものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿

(記録及び計算)

第10条 当法人の会計は、その支払資金の収支状況、経営成績及び財政状態を明らかにするため、会計処理を行うにあたり、正規の簿記の原則に従って、整然、かつ、明瞭に記録し、計算しなければならない。

(勘定科目)

第11条 勘定科目は別表3のとおりとする。

2 統括会計責任者が必要があると認めたときは、第9条の規程にかかわらず勘定科目を追加できるものとする。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

- ア 会計日報
- イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

- ア 現金出納帳
- イ 預金（貯金）出納帳
- ウ 小口現金出納帳
- エ 受取手形記入帳
- オ 有価証券台帳
- カ 未収金台帳
- キ 仮払金台帳
- ク 固定資産管理台帳
- ケ 出資金台帳
- コ 未払金台帳
- サ 預り金台帳
- シ 仮受金台帳
- ス 基本金台帳
- セ 寄附金品台帳
- ソ 補助金台帳

(3) その他の帳簿

- ア 会計伝票
- イ 月次試算表

2 前項に定める会計帳簿は拠点区分ごとに作成し、備え置くものとする。

3 各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については、補助簿を備えなければならない。

4 会計責任者は、補助簿の記録が総勘定元帳の記録と一致していることを確認し、主要

簿及び補助簿の正確な記録の維持に努めなければならない。

(会計伝票)

- 第13条 すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない。
- 2 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存するものとする。
- 3 会計伝票には、サービス区分、勘定科目、取引年月日、金額、相手方及び取引内容を記載し、会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならない。

(会計帳簿の保存期間)

- 第14条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 第4条第2項に規定する計算関係書類	10年
(2) 第4条第2項に規定する財産目録	5年
(3) 第12条第1項(1)、(2)及び(3)に規定する主要簿、補助簿及びその他の帳簿	10年
(4) 証憑書類	10年

- 2 前項の保存期間は、会計帳簿を閉鎖した時から起算するものとする。
- 3 第1項の書類を処分する場合には、事前に会計責任者の承認を得ることとする。

第3章 予 算

(予算基準)

- 第15条 当法人は、毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき、資金収支予算を作成する。

- 2 予算は拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。

(予算の事前作成)

- 第16条 前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の承認を得て確定する。

(予算管理責任者)

- 第17条 予算の編成並びに予算の執行及び管理について理事長を補佐するため、理事長は、予算管理の単位ごとに予算管理責任者を任命する。
- 2 当法人の予算管理責任者は統括会計責任者とする。

(勘定科目間の流用)

- 第18条 予算管理責任者は、予算の執行上必要であると認めた場合には、理事長の承認を得て、拠点区分内における中区分の勘定科目相互間において予算を流用することができる。

(予備費の計上)

- 第19条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

(予備費の使用)

第20条 予備費を使用する場合は、予算管理責任者は事前に理事長にその理由と金額を記載した文書を提示し、承認を得なければならない。

2 予備費を使用した場合は、理事長はその理由と金額を理事会に報告しなければならない。

(補正予算)

第21条 予算執行中に、予算に変更事由が生じた場合には、理事長は補正予算を作成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

第22条 この規程において、金銭とは現金、預金、貯金をいう。

2 現金とは、貨幣、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等をいう。

(収入の手続き)

第23条 金銭の収納に際しては、収納にかかる関係書類に基づいて行う。

2 出納職員は、収納にかかる関係書類と入金した金銭の額を照合して収納し領収書を発行するものとする。

3 銀行等の金融機関への振込の方法により入金が行われた場合で、前項に規定する領収書の発行の要求がない場合には、領収書の発行を省略することができる。

(収納した金銭の保管)

第24条 日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収納後5日以内に金融機関に預け入れなければならない。

(寄附金品の受入手続き)

第25条 寄附金品を受け入れた場合には、会計責任者は、寄附の目的を記載した寄附申込書に基づき、寄附者、寄附金額等を明らかにして統括会計責任者に報告するとともに、理事長又は理事長から権限移譲を受けた者の承認を受けなければならない。

(支出の手続き)

第26条 出納責任者ならびに出納職員は、金銭の支払に際し、支出承認に関する書類及び支払にかかる関係書類を照合し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確かめた上で、会計責任者の承認を得て行わなければならない。

2 金銭の支払いについては、請求書と同一の記名捺印又は署名のある領収書を徴しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、金融機関からの預金口座振込、郵便払込により支払いを行った場合で特に領収書の入手を必要としないと認められるときは、振込又は払込を証する書類によって領収書に代えることができる。

4 第2項、第3項の規定にかかわらず、やむ得ない事由により領収書又は証明書を徴すことができない場合には、その支払が正当であることを証明した、当法人所定の支払証明書によって領収書に代えることができる。

5 金銭の支払いは、次の各号に掲げる場合を除き、原則として金融機関の預金口座振込、

郵便振込によらなければならない。

- (1) 1件5万円を超えない常用雑費の現金支払い
- (2) 慣習上現金を以て支払う事とされている支払い

(支払期日)

第27条 毎月月末までに発生した債務の支払いは、隨時支払うことが必要なものを除き、翌月20日に行う。

(小口現金)

第28条 小口の支払いは、定額資金前渡制度による資金（以下「小口現金」という。）をもって行う。

- 2 小口現金の限度額は、30万円とする。
- 3 小口現金は、毎月末日及び不足の都度精算を行い、精算時に主要簿への記帳を行う。

(概算払)

第29条 性質上概算をもって支払いの必要がある経費については、第26条第1項の規定にかかわらず概算払いを行うことができる。

- 2 概算払いをすることができる経費は、次に掲げるものとする。
 - (1) 教育指導費、教養娯楽費、福利厚生費、釣銭
 - (2) その他会計責任者が特に必要と認めた経費
- 3 概算払いは、金額が確定され次第、速やかに精算しなければならない。

(残高の確認)

第30条 出納責任者は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合しなければならない。また、毎月月末日、現金残高照合表を作成して、統括会計責任者ならびに会計責任者に報告しなければならない。

- 2 出納責任者は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高とを照合し、当座預金残高調整表ならびに普通預金残高照合表を作成して、統括会計責任者ならびに会計責任者に報告しなければならない。
- 3 前二項の規定により報告を受けた会計責任者は事実の内容を確認しなければならない。

(金銭過不足)

第31条 現金に過不足が生じたとき、出納責任者は、速やかに原因を調査したうえ遅滞なく会計責任者に報告し、必要な指示を受けるものとする。

- 2 前項の規定により報告を受けた会計責任者は事実の内容を確認しなければならない。

(小切手事務の取扱)

第32条 小切手帳は、出納責任者が、当座預金口座ごとに常時1冊を保管し、使用するものとする。

- 2 小切手を発行する場合において、その券面金額は陰影を刻み込むことができる印字機を用いて行わなければならない。
- 3 小切手の記載は、当該小切手を受取人に交付するその当日に行うこととし、会計責任者はその記載事項等についての内容を確認しなければならない。
- 4 統括会計責任者は、前項の規定により記載された小切手を受取人に交付する前に、記載金額及び発行年月日等の記載事項の内容を確認した上で、券面に押印するものとする。

(月次報告)

第33条 出納責任者は、各拠点区分ごとに毎月末日における、月次試算表を作成し、会計責任者の承認を受けた後、翌月25日までに統括会計責任者に提出しなければならない。

- 2 統括会計責任者は、前項の月次試算表に基づき、法人全体の月次試算表を作成し、前項の月次試算表を添付して、翌月末日までに理事長に提出しなければならない。
- 3 会計責任者が複数の拠点区分の会計責任者を兼務している場合には、兼務している拠点区分を統合した月次試算表を作成することができる。ただし、その場合においても、各拠点区分ごとの資金収支及び事業活動の内訳を明らかにして作成しなければならない。

第5章 資産・負債の管理

(資産評価の一般原則)

第34条 資産の貸借対照表価額は、別に定める場合を除き、原則として、当該資産の取得価額による。

- 2 資産の時価が、帳簿価額から50%を超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。
- 3 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行う。
- 4 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行う。

(負債評価の一般原則)

第35条 負債の貸借対照表価額は、賞与引当金、退職給付引当金及び役員退職慰労引当金を除き債務額とする。

(債権債務の残高確認)

第36条 会計責任者は、毎月末日における債権及び債務の残高の内訳を調査し、必要がある場合には、取引の相手先に対し、残高の確認を行わなければならない。

- 2 前項の調査の結果、相手先の残高との間に原因不明の差額があることが判明した場合には、遅滞なく統括会計責任者に報告し、措置に関する指示を受けなければならない。

(債権の回収・債務の支払い)

第37条 会計責任者は、毎月、期限どおりの回収又は支払いが行われていることを確認し、期限どおりに履行されていないものがある場合には、遅滞なく統括会計責任者に報告し、適切な措置をとらなければならない。

(債権の免除等)

第38条 当法人の債権は、その全部若しくは一部を免除し、又はその契約条件を変更することはできない。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除いて、理事長が当法人に有利であると認めるとき、その他やむ得ない特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

第6章 財務及び有価証券の管理

(資金の借入)

- 第39条 長期の資金を借り入れる（返済期限が1年を超える資金の借り入れをいう。）場合には、会計責任者は、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、統括会計責任者及び理事長の承認を得なければならない。
- 2 前項の資金借り入れについて、理事長は、その理由及び返済計画について、理事会の承認を得なければならない。
- 3 短期の資金を借り入れる（長期の資金の借り入れ以外の借り入れをいう。）場合には、会計責任者は、文書をもって統括会計責任者及び理事長の承認を得なければならない。

(資金の積立て)

- 第40条 将来の特定の目的のために積立金を積み立てた場合には、同額の積立資産を積み立てなければならない。この場合において、積立資産には、積立金との関係が明確にわかる名称を付さなければならない。また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩さなければならない。
- 2 資金管理上の理由から積立資産の積み立てが必要とされる場合には、前項の規定にかかわらず、積立資産の積み立てを行うことができる。ただし、この場合において、積立資産には積み立ての目的を明示した名称を付すとともに、理事会の承認を得なければならない。
- 3 積立資産を専用の預金口座で管理する場合には、決算理事会終了後2か月以内に資金移動を行わなければならない。

(資金の運用等)

- 第41条 余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積立ては、安全確実な方法によって行わなければならない。
- 2 会計責任者は、毎月月末に資金残高（余裕資金及び積立預金を含む）の内容を統括会計責任者及び理事長に報告しなければならない。

(金融機関の取引)

- 第42条 金融機関との取引を開始又は解約する場合には、統括会計責任者は理事長の承認を得て行わなければならない。
- 2 金融機関との取引は、理事長名をもって行う。
- 3 金融機関との取引に使用する印鑑は、理事長が責任をもって保管するものとする。
- 4 理事長は、実務上必要と判断した場合には、前項の規定にかかわらず、金融機関との取引に使用する印鑑の保管責任者として、次の業務を担当しない会計責任者、管理者等を指名して、印鑑の保管を命ずることができる。
- （1）現金預貯金（小口現金を含む）の出納記帳
- （2）預貯金の通帳及び証書の保管管理
- （3）現金（小口現金を含む）の保管管理
- 5 前項の場合において、理事長は、定期的に保管責任者から独立した理事又は職員に印鑑の保管及び使用の状況の調査を指示し、その報告を受けなければならない。

（有価証券の取得価格及び評価）

- 第43条 有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- 2 有価証券の評価方法は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- 3 満期保有目的の債券以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについては、前項の規定にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- 4 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(有価証券の管理)

- 第44条 会計責任者は、9月末日及び3月末日において、有価証券の時価と帳簿価格の比較表を作成し、統括会計責任者及び理事長に報告しなければならない。
- 2 第41条及び第42条の規定は、有価証券の管理及び証券会社等の取引に準用する。この場合において、資金を有価証券と読み替え、また、金融機関を証券会社と読み替える。

第7章 固定資産の管理

(固定資産の範囲)

- 第45条 この規程において、固定資産とは取得日後1年を超えて使用する有形固定資産（土地及び建設仮勘定を含む）、無形固定資産（権利、ソフトウェア等）並びに経常的な取引以外の取引によって発生した貸付金等の債権のうち回収期間が1年を超える債権、長期保有を目的とする預貯金（特定の目的のために積み立てた積立預金等をいう）、投資有価証券等をいう。

2 前項の固定資産は、基本財産とその他の固定資産に分類するものとする。

- (1) 基本財産
- ア 土地
 - イ 建物
- (2) その他の固定資産
- ア 土地
 - イ 建物
 - ウ 構築物
 - エ 機械及び装置
 - オ 車輌運搬具
 - カ 器具及び備品
 - キ 建設仮勘定
 - ク 有形リース資産
 - ケ 無形リース資産
 - コ リース資材
 - サ 権利
 - シ 水道施設利用権
 - ス ソフトウェア
 - セ 投資有価証券
 - ソ 長期貸付金
 - タ 抱点区分間長期貸付金

- チ 退職給与引当資産
- ツ 共済会退職手当預け金
- テ 長期預り金積立資産
- ト 施設整備積立資産
- ナ 設備整備積立資産
- ニ 工賃変動積立資産
- ヌ 設備等整備積立資産
- ネ 差入保証金
- ノ 長期前払費用
- ハ 出資金
- ヒ その他の固定資産

3 取得日後1年を超えて使用する有形固定資産又は無形固定資産であっても、1個もしくは1組の金額が10万円未満の資産は、第1項の規定にかかわらず、これを固定資産に含めないものとする。

(固定資産の取得価額及び評価)

第46条 固定資産の取得価額は次による。

- (1) 購入した資産は、購入価格及び付随費用
 - (2) 製作又は建設したものは、直接原価及び付随費用
 - (3) 無償又は著しく低い価格（概ね通常の取得価額の50%以下の価額）で取得した資産は、取得のために通常要する価額
 - (4) 交換により取得した資産は、交換に提供した資産の帳簿価額
- 2 固定資産の貸借対照表価額は、当該固定資産の取得価額から、第53条の規定に基づいて計算された減価償却費の累計額を控除した額とする。
- 3 固定資産の時価が帳簿価額から、50%を超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。

(リース会計)

第47条 ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

- 2 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、利息相当額の各期への配分方法は、前項の規定にかかわらず、定額法によることができる。
- 3 前項に定める、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたもののリース料、第1項又は第2項に定める利息相当額を除く。）が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- 4 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(建設仮勘定)

第48条 建設途中のための取得価額又は勘定科目等が確定しないものについては、建設

仮勘定を持って処理し、取得価額又は勘定科目等が確定した都度当該固定資産に振り替えるものとする。

(改良と修繕)

第49条 固定資産の性能の向上、改良又は耐用年数を延長するために要した支出は、これをその固定資産の価額に加算するものとする。

2 固定資産の本来の機能を回復するために要した金額は、修繕費とする。

(現物管理)

第50条 理事長は、固定資産の現物管理を行うため、固定資産管理責任者を任命する。

2 固定資産管理責任者は、固定資産の現物管理を行うため、管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

(取得・処分の制限等)

第51条 基本財産である固定資産の取得及び第49条第1項に規定する支出並びにこれらの処分については、事前に理事会の承認を得なければならない。

2 基本財産以外の固定資産の取得及び処分については、事前に理事長の承認を得なければならない。ただし、法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得なければならない。

3 固定資産は、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲り渡し、交換し、又は他に使用させてはならない。ただし、理事長が特に必要があると認めた場合はこの限りではない。

(現在高報告)

第52条 固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し、固定資産現在高報告書を作成し、これを会計責任者に提出しなければならない。

2 会計責任者は、前項の固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳を照合し、必要な記録の修正を行うとともに、その結果を統括会計責任者及び理事長に報告しなければならない。

(減価償却)

第53条 固定資産のうち、時の経過または使用によりその価値が減少するもの(以下「減価償却資産」という。)については定額法による減価償却を実施する。

2 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却するものとする。また、平成19年4月1日から平成26年3月31日までに取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、翌年備忘価額(1円)を控除した金額まで償却するものとする。

3 ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。

4 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)によるものとする。ただし、リース資材については残存価額をゼロとし当該年度を含め3年を持って償却するものとする。

5 減価償却資産は、資産別にその取得価額及び減価償却累計額並びにその差額を貸借対

照表に計上するものとする。

第8章 引当金

(退職給付引当金)

第54条 職員に対して将来支給する退職金のうち、法人の負担する北海道民間社会福祉事業職員共済会共済制度掛金相当額を退職給付引当金に計上する。また、退職給付引当金と同額の退職給付引当資産を計上するものとする。

(賞与引当金)

第55条 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

(徴収不能引当金)

第56条 徴収不能のおそれのある金銭債権については、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2 徴収不能引当金として計上する額は、次の（1）と（2）の合計額による。

- (1) 每会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額
- (2) 上記（1）以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額。

3 前項に規定する徴収不能引当金は、総額で表示された関連する債権の金額の次に、その控除科目として貸借対照表に計上するものとする。

第9章 決 算

(決算整理事項)

第57条 年度決算においては、通常の整理業務のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認
- (2) 会計年度末までに発生したすべての負債が計上されていることの確認
- (3) 上記（1）及び（2）に基づく未収金、前払金、未払金、前受金の計上
- (4) 減価償却費及び除却損の計上
- (5) 引当金の計上及び戻入れ
- (6) 基本金の組入れ及び取崩し
- (7) 国庫補助金等特別積立金の積立て及び取崩し
- (8) その他の積立金の積立て及び取崩し
- (9) 消費税額の計算
- (10) 抱点区分間及びサービス区分間における貸付金と借入金の相殺、繰入金収入と繰入金支出の相殺
- (11) 注記情報の記載

(内部取引)

第58条 計算書類及び付属明細書の作成に関して、抱点区分間、サービス区分間における内部取引は、相殺消去する。

(注記事項)

第59条 計算書類には、次の注記事項を記載しなければならない。

- (1) 継続事業の前提に関する注記
- (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針
- (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (4) 法人で採用する退職給付制度
- (5) 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
- (6) 基本財産の増減の内容及び金額
- (7) 基準第22条第4項及び第6項の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額
- (8) 担保に供している資産
- (9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (10) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (12) 関連当事者との取引の内容
- (13) 重要な偶発債務
- (14) 重要な後発事象
- (15) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

2 計算書類の注記は、法人全体で記載するものと拠点区別に記載するものの2種類とし、拠点区分の注記においては、上記(1)(12)(13)を省略する。

(計算関係書類及び財産目録の作成)

第60条 統括会計責任者は、会計責任者から報告された各拠点区分の決算数値に基づき、第4条第2項に規定する計算関係書類及び財産目録案を作成し、理事長に提出する。

(計算書類の監査)

第61条 理事長は、計算関係書類及び財産目録を監事に提出する。

- 2 理事長は、次のいずれか遅い日までに監事から、計算関係書類及び財産目録についての監査報告を受けなければならない。
- ① 計算書類の全部を提出した日から4週間を経過した日
 - ② 計算書類の付属明細書を提出した日から1週間を経過した日
 - ③ 理事長及び監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

(計算書類の承認)

第62条 理事長は、第61条の監査を受けた計算関係書類及び財産目録を理事会に上程し、承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の承認を受けた計算書類及び財産目録並びに監査報告を定期評議員会の招集通知に添付し、計算書類及び財産目録について承認を受けなければならない。

(計算書類の備置き)

第63条 統括会計責任者は前条の理事会の承認を受けた計算関係書類及び財産目録並

びに監査報告を定時評議員会の2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 統括会計責任者は、計算関係書類及び財産目録並びに監査報告書の写しを定時評議員会の日の2週間前の日から3年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算関係書類が電磁的記録で作成されており、閲覧可能な措置を取っている場合は、この限りではない。

(所轄庁への届出)

第64条 毎会計年度終了後3か月以内に計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を所轄庁に提出しなければならない。

(計算関係書類及び財産目録の公開)

第65条 理事長は、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供さなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 計算書類
- (3) (2) の付属明細書
- (4) 監査報告

2 理事長は、次に掲げる書類をインターネットにより公表しなければならない。

- (1) 計算書類

第10章 内部監査及び任意監査

(内部監査)

第66条 理事長は、内部監査人を選任し、関係法令及びこの経理規程に基づいて適正妥当な会計処理がなされたかどうかを監査させ、その結果を報告させることができる。

- 2 理事長は、前項の監査の結果の報告を受けるとともに、関係部署に改善を指示する。
3 監査報告に記載された事項に関する改善状況は、後の内部監査において、追跡調査するものとする。
4 理事長は、状況に応じ、必要があると認めた場合には、理事会の承認を得て、第1項に定める内部監査を外部の会計専門家に依頼することができる。

(任意監査)

第67条 理事長は、法人の会計の健全性及び透明性をより高めるために、理事会の承認を得て、外部の会計専門家に対し、外部監査を依頼することができる。

- 2 外部監査を依頼した場合には、その監査報告書を計算書類に添付するものとする。
3 理事長は、前条及び前項の監査の結果を理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第11章 契約

(契約担当者)

第68条 契約は、理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければこれをすることができない。

(一般競争契約)

第69条 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに契約事項を示す場所等を公告して申込みをさせることにより、一般競争に付さなければならぬ。

(指名競争契約)

第70条 合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がない場合及び適当でないと認められる場合においては、指名競争に付することができる。なお、指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適さない場合
- (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合

(随意契約)

第71条 合理的な理由により、競争入札に付することが適當でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	1,000万円
2 食料品・物品等の買入れ	1,000万円
3 前各号に掲げるもの以外	1,000万円

- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
 - (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
 - (4) 競争入札に付する事が不利と認められる場合
 - (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
 - (6) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がない場合
 - (7) 落札者が契約を締結しない場合
- 2 前項(6)の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。
- 3 第1項(7)の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

(契約書の作成)

第72条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (3) 監査及び検査
- (4) 履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) 前金払

前金払を支払うことを定めたときは、工事業者等が契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし請負代金額の一定額の前払金を支払うことができる。

- (9) 部分払

部分払を支払うことを定めたときは、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料等に相応する請負代金相当額の範囲内の額について、部分払いをすることができる。

- (10) その他必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当者は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第73条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができます。

- (1) 指名競争又は随意契約で契約金額が100万円を超えない契約をするとき
- (2) せり売りに付するとき
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を既納してその物品を引き取るとき
- (4) (1) 及び (3) に規定する場合のほか、随意契約による場合において理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を微するものとする。

(定期的な契約内容の見直し)

第74条 物品等の購入について取引基本契約に基づき継続的な取引を行っている場合、定期的に契約内容の見直しを行うものとする。

第12章 社会福祉充実計画

(社会福祉充実残額の計算)

第75条 社会福祉法55条の2第1項に定める方法により毎会計年度において社会福祉充実残額の有無を計算しなければならない。

(社会福祉充実計画の作成)

第76条 社会福祉充実残額がある場合には、社会福祉法55条の2第1項に定める方法により社会福祉充実計画を作成し、所轄庁に提出し承認を受けるものとする。

附 則

1 この規程を実施するために必要な事項については、細則で定める。

2 この規程は、平成17年1月1日から実施する。

ただし、第25条、第30条、第38条及び第43条の規定は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この規程は平成18年3月31日より施行する。

附 則

この規程は平成23年7月27日雇児発・社援発・老発0727第1号の社会福祉法人会計基準の制定に伴い、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年11月11日雇児発・社援発・老発1111第3号、第5号、第6号の社会福祉法人会計基準の改正に伴い、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。